

議案第40号

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年 6 月11日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

ふぐ加工製品取扱届出済票の交付及び再交付に係る手数料を定めるほか、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

葛飾区事務手数料条例（昭和33年葛飾区条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表6の2の項中「同条第7項」を「同条第11項」に改め、同表136の項の次に次のように加える。

136の2 東京都ふぐの取扱い規制条例 （昭和61年東京都条例第51号）第17条 第2項の規定に基づくふぐ加工製品の 取扱いに係る届出済票の交付	ふぐ加工製 品取扱届出 済票交付手 数料	1件に つき	3,000円	届出の とき。
136の3 東京都ふぐの取扱い規制条例 第17条第4項の規定に基づくふぐ加工 製品の取扱いに係る届出済票の再交付	ふぐ加工製 品取扱届出 済票再交付 手数料	1件に つき	2,400円	再交付 申請の とき。

付 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。ただし、別表6の2の項の改正規定は、同年7月9日から施行する。